

# 環境マネジメントシステム認証取得促進助成金交付要綱

令和2年3月16日制定  
一般社団法人兵庫県トラック協会

## (事業の趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が、外部機関の定めた規格に基づいた環境マネジメントシステムを採用し、その審査・認証を受ける際に要した費用の一部を助成することにより、環境に配慮した経営の促進を図ることを目的とする。

## (助成対象)

第2条 環境マネジメントシステム認証とは次に掲げるものであって、会員が当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月末日までに、新規に登録又は更新をした兵庫県内の事業所を対象とする。

- (1) 交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度に基づく認証  
※書類のみ審査を行った事業所については、対象外とする。
- (2) 国際標準化機構が制定した国際標準規格ISO14001認証制度に基づく認証
- (3) 環境省が策定したエコアクション21認証制度に基づく認証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして兵ト協が認定する認証等

## (交付額)

第3条 助成金の交付額は、1事業所につき50,000円とする。  
会員につき、1事業年度に1回の交付を限度とする。

## (助成金申請書の提出及び受付期間等)

第4条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1「環境マネジメントシステム認証取得促進助成事業実績報告書」を、別に定める期日までに兵ト協に提出しなければならない。  
2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

## (助成金の交付)

第5条 兵ト協は、前条の交付請求書の提出があったときは、速やかに当該請求に係る書類を審査し、会員に対して助成金を交付する。

## (その他必要な事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

## (附 則)

第1条 本要綱は、令和2年4月1日より適用する。